

いじめ防止基本方針

岡山市立横井小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめの定義と本校の立場

「いじめ」とは、子どもと一定の人的関係にある他の者が行う、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」はどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる可能性がある。とりわけ、悪ふざけやいじわる等のいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することがある。このようなものであっても「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」との認識をもち、常に児童の気持ちに寄り添いながら早期に児童の変化を捉えて、人間関係づくりの指導を行っていくことを本校の基本とする。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが重要である。「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈し、安易に判断しない。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

①いじめを生まない環境づくり

○地域で子どもを育てる体制づくり（地域協働学校）

子ども同士・親同士・地域と子ども・地域と親のつながりをつくり、顔の見える地域のコミュニティーを築く。

②いじめの早期発見と未然防止に向けての取り組み

○集団に入りにくい児童とまわりの児童との関わりに視点をあてて、自尊感情を高め、互いに生き生きと活動できる学級集団を育成するために、質問紙調査（Q-U、アセス等）、児童対象の教育相談「ふれあいタイム（6月、10月）」を設定する。また、より細かく児童の状況を把握するため、毎月生活アンケートを実施し、否定的な回答をした児童には聞き取りをして対応を考え、いじめの早期発見に努める。

○保護者を対象にした月一回の教育相談タイムを設定し、保護者の日頃の思いや願いを把握し指導に生かしていく。

○保護者・児童の悩みや思いをスクールカウンセラーに相談できるようにする。

- 学校だより等で保護者・地域へ下記のように呼びかけ、いじめの早期発見に資する。(月1回程度)

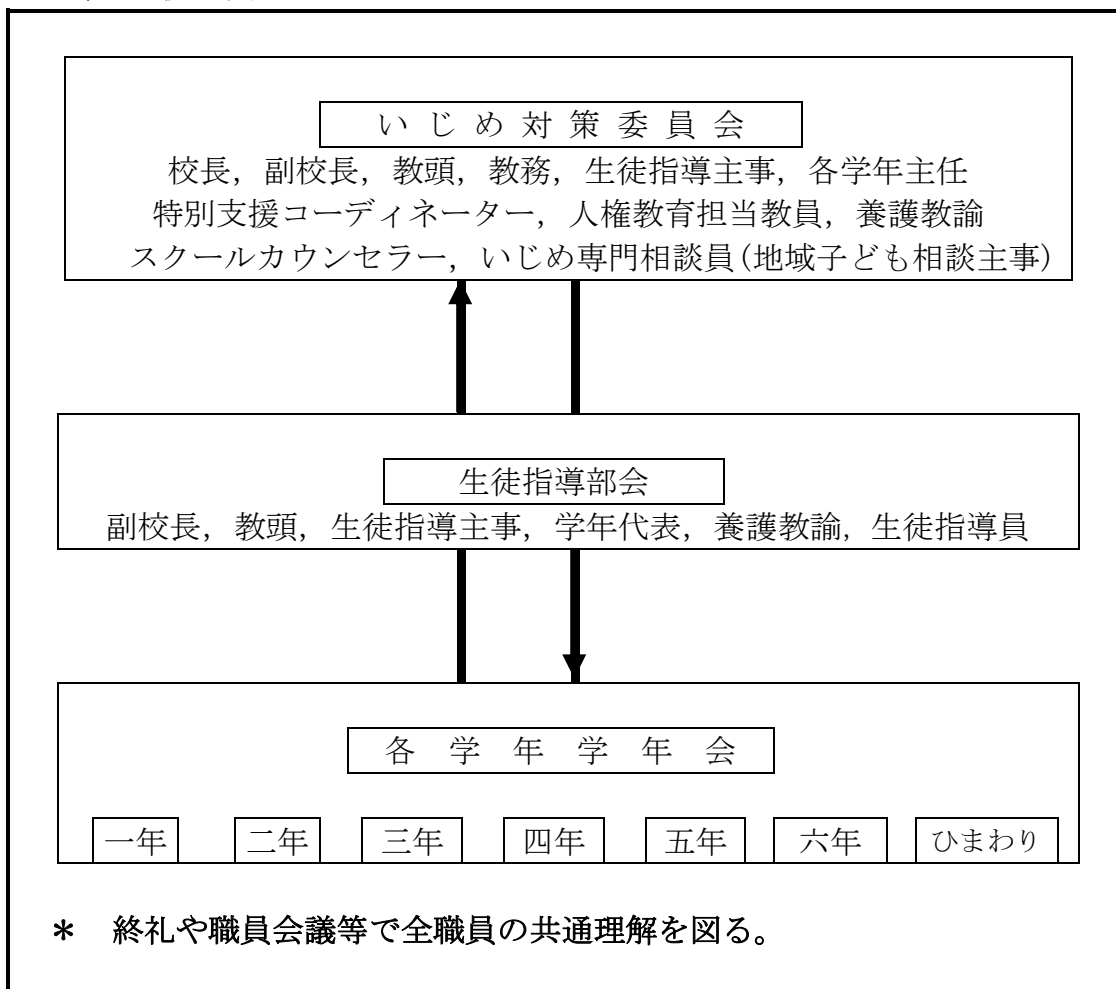
いじめ等の事実や可能性を保護者・地域の方々がお知り
になられた場合は学校へ連絡をしてください。
窓口は教頭、生徒指導主事です。

- 登下校の見守りを実施することで、登下校中の児童の様子を把握し、日常の指導に生かす。
- 5・6年生を中心に、道徳や総合的な学習の時間を利用し、情報社会に参画する態度の育成に関する指導を行う。
- 道徳の授業を通して子どもたちの心を豊かにする。
- 学年会を充実させ、子どもたちの横のつながりや同学年の児童の実態把握に努め、共通理解を図り、児童の指導にあたる。話題に上った情報は各学年の児童情報ファイルに記入し、管理職や生徒指導主事、不登校等の担当で回覧して学校全体で共通理解を図る。

③組織

- 児童の実態把握及び情報共有のため「いじめ対策委員会」を設置し、その中で平素の児童の実態を把握し、児童の人間関係づくりに必要な対応を話し合う。
- 生徒指導部会では、いじめの解決に向けての具体策を話し合う。
- 学年会においてクラスの児童の変容について話し合い、必要と判断すれば学年で対策を講じる。その際には、必ず生徒指導部会といじめ対策委員会に報告する。
- 終礼や研修等を利用し、全教職員で児童の様子共通理解を図る。

3 対応の流れ図



/////////
(例)いじめを

担任が知る → 学年で相談・対応等 → 管理職・生指主事に相談 → 学校組織で対応
(保護者からの要望)①保護者へ必ず連絡を ②学校として対応してほしい ③指導後の子の様子確認